

経営者保証解除に向けた支援

令和4年4月

岡山県事業承継・引継ぎ支援センター

岡山県事業承継ネットワーク事務局

はじめに

経営者保証解除の目的

経営者保証が、事業承継時において後継者を確保する際の課題になっている現状を踏まえ、経営者保証ガイドラインに基づいた中小企業者と金融機関の目線合わせの支援など、きめ細やかな経営者保証業務を実施することで、経営者保証に依存しない融資を後押しし、円滑な事業承継の促進を図り、もって地域経済において中小企業者の活力の維持に資することを目的とする。

1. 事業承継に焦点を当てた 「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用

- ・原則として、経営者・後継者の双方から二重には保証を求めないことになります。
- ・例外的に二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由や保証が適用されていない場合の融資条件等について、金融機関が経営者・後継者の双方に十分に説明し、理解を得ることになります。

3

2. 経営者保証解除に向けた、 「経営者保証コーディネーター」による支援

○解除要件となる「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認をします。

※上記の「経営者保証に関するガイドライン」の確認には決算書3期分が必要です。

○経営者保証解除に向けた中小企業と金融機関との目線合わせなどをサポートします。

※決算書3期分を分析し、金融機関と確認します。

○経営者保証コーディネーターは、事業承継・引継ぎ支援センターに常駐し、相談対応しています。

4

3. 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度 「事業承継特別保証」

○事業承継を条件として経営者保証を不要とする保証制度です。

○既存の借入金（個人保証あり）の本制度による借換えも可能です。

○要件

- ①資産超過であること。
- ②返済緩和中ではないこと
- ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内
- ④法人と経営者の分離がなされていること

5

4. 事業承継に取り組む中小企業・小規模業者の相談

相談窓口：事業承継・引継ぎ支援センター（各都道府県に設置）

まず、経営者保証コーディネーターが経営者保証に関するガイドラインの充足状況を確認します。その結果に基づき、今後の取組をアドバイスさせて頂きます。

※相談申込書（経営者保証）が必要です。

〈主なチェック内容〉

- ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ②財務基盤の強化
- ③財務状況の正確な把握、情報開示による経営の透明性確保

6

5. 事業承継に取り組む中小企業・小規模業者の支援

①金融機関と経営者保証の解除に向けた目線合わせの際には、派遣専門家が事業者側に立って支援をするとともに、その後の対応をアドバイスします。

②経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、信用保証制度の保証料の軽減を受けることができます。

経営者保証解除可否の最終的な判断は、

『金融機関』になります。

**岡山県産業振興財団 プロジェクト推進部
岡山県事業承継・引継ぎ支援センター
岡山県事業承継ネットワーク事務局**

〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山 1階
TEL : 086-286-9708
FAX : 086-286-9709
E-mail : info@shoukeihikitsugi-okayama.go.jp

経営者保証コーディネーター



